

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会議の名称	令和7年度 第2回成年後見制度利用促進協議会
開催日時	令和7年12月17日(水) 午前10時00分～午前11時00分
開催場所	伊勢崎市役所東館5階第2会議室
出席者氏名	(委員) 堀川会長、細井副会長、山本委員、内山委員、岡田委員、関根委員、茂木委員、徳江委員 (事務局) 【高齢政策課】 星野係長、小暮主査 【地域包括支援センター】 瀧澤所長補佐 【障害福祉課】 濱谷主査、鈴木主任 【伊勢崎市社会福祉協議会】 佐藤係長、田島相談員、矢内相談員
傍聴人數	0人(公開)
会議の議題	1 開会 2 協議事項 (1) 地域連携ネットワークの構築に向けた取り組みについて (2) 市長申立ての現状と今後の展望について 3 その他 4 閉会
会議資料の内容	1 次第 2 委員名簿 3 伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画(概要版)(資料1) 4 市長申立て事例(資料2)

会議における議事の経過及び発言の要旨	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 地域連携ネットワークの構築に向けた取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワークの3つの役割(①権利擁護支援が必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上監護)のうち、③について委員から様々な意見や情報を聴取し、意見交換を行った。 <p>【委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の施策として意思決定支援を展開していく場合、一概に意思決定支援といつても個々のケースによって、千差万別であるため、計画や目標を定めたとしても、意思決定支援に『重きを置いた』『本人の考え方配慮した』などということに留まってしまうのではないかと考える。一つのやり方として、意思決定支援とは何か、意思決定支援というはどういう段取りを踏まえて行うべきか等を研修で繰り返し行いながら、後見人を育てていく必要があるのではないかと考える。 <p>【委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援は、成年後見制度に限ったことではない。広い意味で本人の意思が尊重されるような社会をつくるという前提があった上で、実際に後見制度を利用する際に被後見人等の意思を尊重する、という流れの中で考えていかなければならぬ。他市では3年くらい前から意思決定支援に関する研修を高齢者も障害者も含めて関わる人たちに対して研修をしている事例もある。 ・通常の個別支援計画の他に「意思決定支援計画」という計画書を別で作成している施設も徐々に増えている。 ・行政から関係団体などに意思決定支援に関する調査をするのもひとつの手段ではないか。 <p>【委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の分野でも意思決定支援に係る研修が盛んに行われている。特に障害分野で多い印象がある。 ・ケアマネジャーや相談支援専門員からすると、本人の（判断能力が低下し）意思が伝えられなくなつてからだと意思決定支援は難しい。ケアマネジャーや施設の職員などの関係者が、「本人だったら、こういうことを望むのではないか」と推測しながら進めていくしかない現状がある。 ・現場の取り組みとしては、ターミナルケアになった時に備えて、予め本人の希望を聞いておく（治療のことや死後のこと）ことが主流となってきた。 ・NPO法人成年後見センター群馬では、高齢分野では「エンディングノート」を作成し、障害分野では親から子に向けた「親亡き後ノート」を作成し、それを活用していくことで、意思決定支援の一助になっている。 ・支援体制の構築となると、関係機関での研修がたくさん行われているため、研修で培われたことを現場の人たちが活

かしながら、周りから協力を得ていく必要があるのではないかとも考える。

【委員の意見】

- ・後見業務を行っている中で、「意思決定支援」について難しく感じることがある。実際のケースで、施設に入居しており、生活保護を受給している被保佐人に「（本人が所有している）不動産を売りたくない」と拒否され売却できないことがあった。本来であれば、不動産を売却し、生活費に充てなければならないが、「意思決定支援」が壁になるケースもあった。

【委員の意見】

- ・同じようなケースで、雨漏りがするような荒廃した自宅に住んでいて、第三者からみると明らかにグループホームに入った方が良いような状況でも、自宅での生活を望む人がいる。そういう時に、どこまで本人の意思を尊重すべきなのか、ジレンマを感じることが多くある。

【委員の意見】

- ・家庭裁判所に提出する定期報告書の書式が、令和7年4月から改訂され、意思決定支援についての問い合わせが追加された。それによって、意思決定支援について客観視することが出来、他の支援者と情報共有ができるようになった。より本人の意思を尊重し、意識して取り組めるようになったのではないか。

【委員の意見】

- ・成年後見制度利用のための専門家会議でも、意思決定支援のために成年後見人等を交えた「支援チーム」をつくることが推奨されている。そうすることで、一人の人が独断で方針を決めるのではなく、チームで考えることで本人の意思をより引き出すことができるのではないか。

(2) 市長申立ての現状と今後の展望について

- ・本市において市長申立てで進めている主なケースには“精神疾患があり、長期入院中。類型は後見相当で親族と疎遠または認知症で施設に入所している等”のような傾向があり（資料2をもとに事例を紹介）、このようなケース以外にどのようなケースが想定されるのか、他市では実際にどのようなケースが受理されているのか等、他市との関わりのある委員より意見を聴取した。また、実際に後見人等に選任されている人は、市長申立てのケースを何件くらい請け負っているのか、請け負った場合、市に求めるとは何か、フォローアップが必要か、など様々な意見を聴取した。

【委員の意見】

- ・他市であった事例。親族がおらず、軽度の知的障害で年齢を重ねてきて、日常生活自立支援事業を利用してきたが、

様々な契約の締結が必要となり、市長申立てを行ったというケースがあった。

- ・内山社会福祉士が請け負い、関わっているのは、ほぼほぼ（前橋市からの）市長申立てケース。
- ・前橋市の場合は、市長申立て時の資料を全て見せてもらつており、後見人に選任された際には、市と連携をして、支援者も交えた支援者会議を開催してチームで支援を行う体制が整っている。
- ・経済的虐待が関係する市長申立ても多い印象がある。

【委員の意見】

- ・山本弁護士は、現行では市長申立てのケースは請け負っていない。
- ・市長申立ては、大きく分けて、たまたま親族がいないというケースと、親族の有無に関わらず虐待を受けているため、申立てを行える人がおらず、市長申立てに至るケースがある。
- ・虐待が関係する申立てといつてもバリエーションがあり、経済的虐待やセルフネグレクトのようなケースもある。
- ・経済的虐待の場合、虐待の認定までいってなかつたとしても、使い込みがあるようなケースの場合は、申立ての併せて財産の保全処分の申請を行うケースもある。
- ・伊勢崎市は、精神科のある病院が多いため、事例のようなケースが多いと思われる。他市も傾向としては似たようなものだが、事例のようなケースは市長申立てまで至らないことが多い印象がある。

【委員の意見】

- ・ケースとしてよくあるのが、今まで兄弟姉妹が金銭管理を行っていたが、そのような親族が体調を崩し、支援ができなくなつたことをきっかけに行き詰まるケースが多い。そういう場合は、関係者に市長申立てをすることを勧めるが、申立てに至らず、それっきりになつてしまうケースが多い。
- ・施設への入居の際に、施設側からすると、まずは書類（契約書など）を整えないといけない現状がある。本来であれば（認知症等で判断能力の低下があり、親族がいないケースの場合）、市長申立てをして成年後見人等を選任すべきだが、ケアマネジャーが入所申込書等を代筆して体裁を整えている現状もある。

【委員の意見】

- ・支援者から市に成年後見制度に関する相談があった際に、市長申立ての必要性や市の関わり方など検討するため場を設けた方が良いのではないか。前橋市では、方針決定会議を設け、障害、高齢、生保、中核機関の職員、弁護士、司法書士、社会福祉士等が参加し、市長申立ての必要性等について話し合っているため、毎年、20件から30件くらい市長申立てを行っている。
- ・市長申立てに至るまでの判断をスピーディーに行わなければ

	<p>ばならないため、前橋市のようなシステムを構築していくことが重要なのではないか。</p> <p>【委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長申立ての事案で市に求める一つ目が、後見人が選任された場合に『現状の支援者が一人増えるだけ』、『チームメイトが増えるだけ』という認識を持つということである。そのような認識を支援者に周知し、後見人ひとりに責任を負わせるのではなく、行政の力でバックアップをしていってほしい。 ・市に求める二つ目が、市長申立て事案の多くが、報酬助成（成年後見制度利用支援事業）が必要になるケースとなるので、事前に、報酬助成制度について（利用の見込みも含めて）周知してもらいたい。 <p>【委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体によっては、申立て時の推薦依頼書の中に、例えば、“社会福祉士には××を期待する”といったような支援方針を記載し、添付するようなところもある。 <p>【委員の質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長申立てに関係する資料の開示について。以前、とある自治体で市長申立ての際に収集した親族の戸籍（家庭裁判所には提出していない戸籍）の開示を求めたが、個人情報の関係で開示してもらえなかった。伊勢崎市では、開示してもらえるのか。 <p>【本市の回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢崎市においても同様で、家庭裁判所に提出したものに限り、写しを開示している。それ以外で、市で独自に取得した書類については開示をしていない。 <p>【委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に求めるることは、後見人は戸籍関係を何も取れないことを前提に、申立てをする際にできるだけ詳細に親族の関係図を完成させておいてもらえるとありがたい。 <p>【委員の質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長申立ての性格を考えると、後見人等になってくれた人と一緒に、市は本人を支えていく意識（伴走支援）を持つと良いと思う。 <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチの一貫として、伊勢崎市成年後見相談センターにおいて、施設に出向いて成年後見制度利用促進事業調査アンケートを行っていることを報告。 ・事務局より次回の協議会の日程について、詳細は未定であるが、2月頃に実施することを伝えた。 <p>4 閉会</p>
--	--